

多賀城市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年12月27日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

1 監査の種類

定期監査（収入事務監査）

2 監査実施対象及び期日等

対象	所管	監査実施	
		日時	実施場所
市営住宅使用料及び 駐車場使用料	建設部 都市計画課	10月18日(火)	監査委員事務局

3 監査の範囲及び方法

平成28年度（監査実施時点まで）に係る使用料等の徴収事務及び収納金の取扱事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 監査の結果

別紙のとおり

平成28年10月実施 収入事務監査結果

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められたが、使用料の歳入調定の金額に誤りが見られた。
今後はこの点の改善を図り、適正かつ効率的な運営に努めていただきたい。

対 象 課	建設部 都市計画課
監 査 の 範 囲	平成28年度市営住宅使用料及び駐車場使用料
実 施 日	平成28年10月14日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	滞納繰越分の歳入調定額について 平成28年度当初に滞納繰越分として歳入調定された額が、平成27年度決算額における収入未済額と一致していない。
3 指導事項	なし